

長崎県告示第 226 号の 2

くろまぐろ（小型魚）の漁獲量が、「長崎県資源管理方針別紙 1 - 1 第 5 及び同別紙 1 - 2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」について（令和 7 管理年度（第 11 管理期間）」において定める当該くろまぐろに係る県北海区の定置漁業の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認めるため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 33 条第 2 項第 1 号及び長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和 2 年長崎県規則第 48 号）第 2 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

長崎県知事 平田 研